



社会医療法人

公徳会

短期入所生活介護事業所
ドミール南陽

**** 料金表 ****

令和5年4月1日より

〒999-2221

山形県南陽市櫛塚940

<TEL>0238-40-4020

<FAX>0238-40-4021

<eメール>domi@koutoku.or.jp

(事業所番号) 0671900280

(予防)短期入所生活介護
(A+B+Cの合計が1日の利用料となります。)

【A・個室】

(単位:円)

区分		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	内容
第4段階 (非該当)	※基本料	446	555	596	665	737	806	874	介護度に応じた基本料
	※サービス提供体制加算I				22				介護福祉士が80%以上又は勤続年数35%以上である場合
	※機能訓練指導員配置加算				12				機能訓練を行う職員の配置(常勤換算法0.4以上)がある場合
	※日用品				100				日常生活上必要物品を希望された方で施設が準備提供管理
	食事代			朝(400)	昼(730)	夕(530)			
	※おやつ代(税込)				70				
	居室料				1,200				
	日 額(1割負担)	3,510	3,619	3,660	3,729	3,801	3,870	3,938	
	日 額(2割負担)	3,990	4,208	4,290	4,428	4,572	4,710	4,846	

第3段階 ②		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が1300迄	差額は補足給付		
居室料					820			
日 額	2,899	3,008	3,049	3,118	3,190	3,259	3,327	

第3段階 ①		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が1000迄	差額は補足給付		
居室料					820			
日 額	2,599	2,708	2,749	2,818	2,890	2,959	3,027	

第2段階		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が600迄	差額は補足給付		
居室料					420			
日 額	1,799	1,908	1,949	2,018	2,090	2,159	2,227	

第1段階		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が300迄	差額は補足給付		
居室料					320			
日 額	1,399	1,508	1,549	1,618	1,690	1,759	1,827	

【A・多床室】

(単位:円)

区分		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	内容
第4段階 (非該当)	※基本料	446	555	596	665	737	806	874	介護度に応じた基本料
	※サービス提供体制加算I				22				介護福祉士が80%以上又は勤続年数35%以上である場合
	※機能訓練指導員配置加算				12				機能訓練を行う職員の配置(常勤換算法0.4以上)がある場合
	※日用品				100				日常生活上必要物品を希望された方で施設が準備提供管理
	食事代			朝(400)	昼(730)	夕(530)			
	※おやつ代				70				
	居室料				955				
	日 額(1割負担)	3,265	3,374	3,415	3,484	3,556	3,625	3,693	
	日 額(2割負担)	3,745	3,963	4,045	4,183	4,327	4,465	4,601	

第3段階 ②		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が1300迄	差額は補足給付		
居室料					370			
日 額	2,520	2,629	2,670	2,739	2,811	2,880	2,948	

第3段階 ①		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が1000迄	差額は補足給付		
居室料					370			
日 額	2,220	2,329	2,370	2,439	2,511	2,580	2,648	

第2段階		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が600迄	差額は補足給付		
居室料					370			
日 額	1,820	1,929	1,970	2,039	2,111	2,180	2,248	

第1段階		上記表※印部は共通						
食事代		朝(325)	昼(670)	夕(450)	とし1日上限が300迄	差額は補足給付		
居室料					0			
日 額	1,150	1,259	1,300	1,369	1,441	1,510	1,578	

【B・個別的な対応による費用】

(単位:円)

加算	単位	内容
個別機能訓練加算	56/日	理学療法士等を専従1名以上配置し機能訓練を実施した場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月	外部リハ職と連携し個別機能訓練計画書作成と機能訓練を実施した場合(3月に1回)
生活機能向上連携加算Ⅱ1	200/月	居宅訪問リハビリ専門職と連携し計画書作成と機能訓練を実施した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ2	100/月	上記要件を満たし、個別機能訓練を実施している場合
送迎加算 (片道)	184/回	送迎をした場合(自宅→施設。施設→自宅が基本)
療養食加算	8/食	医師の食事箋に基づき特別な食事を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症(65歳以下)に対し介護保険サービスを提供した場合
緊急短期入所受入加算	90/日	介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算◆	200/日	医師が認知症の為緊急にショートステイが必要と判断した場合
短期生活長期利用者提供減算	-30/回	長期利用者(継続30日以上)に対して短期入所生活介護を提供する場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 83/1000で算定した単位数を加算する
ペースアップ等支援加算		所定単位数の 16/1000で算定した単位数を加算する

【C・実費】※税込み価格

美容料	カット	1回につき1,324円	※ベッドカットは660円が追加料金となります
	髭剃り	1回につき880円	
電気使用料	1台につき60円/日	テレビ、電気毛布、電気アンカ、通信機器等の充電器等	
コピー代	10円	1枚につき	
文書料	医療費控除額一覧	1,100円	
	その他の文書	種類に準じる	
その他	個人の電話代・コインランドリー代・自動販売機・行事などのお小遣い・教養娯楽費(サークル活動や個人活動時に必要な物品を施設で準備した場合)等		

負担の限度額認定について	<p>所得の低い方の負担が重ならないよう、「食費」「居室料」が軽減される制度です。制度を受けるには事前に各市町村へ申請が必要となり、ご本人や配偶者の資産等において決定されるものです。</p> <p>当施設では該当・非該当の判断は出来ませんので、各市町村の担当窓口へ申請ください。該当者には「認定証」が交付されますので、必ず事務窓口へご提示ください。尚、非該当及び未提示の方は第4段階料金でのご請求となります。</p>
--------------	--

★★一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割～3割になります。

→各市町村から負担割合(1割～3割)記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。こちらをご利用時に確認させていただきます。